六、株式会社平田屋に対する件

昭和四十七年（排）第十五号

排除命令

静岡県三島市東本町一丁目十三番四十八号

株式会社　平田屋

右代表者　代表取締役　平田義道

公正取引委員会は、右の者に対し、不当景品類及び不当表示防止（昭和三十七年法律第百三十四号）第六条第二項の規定による聴聞をした後、同条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主文

一　株式会社平田屋は、その販売する小売価額二百円の「一口羊羹」と称する商品について、一般消費者の誤認を排除するため、すみやかに、同社が、当該商品に過大な容器包装を用い、その内容物は包装箱の総容積の約十九パーセントに相当する量しかなかった旨を公示しなければならない。この公示の方法については、あらかじめ当委員会の承認を受けなければならない。

二　同社は、その販売する小売価額二百円の「一口羊羹」と称する商品およびこれと同種の商品について、今後、内容物の保護または品質保全の限度をこえて、過大な容器包装を用いることにより、一般消費者に当該商品の内容量に関し誤認される表示をしてはならない。

三　同社は、第一項に基づいてした公示について、遅滞なく、文書をもって当委員会に報告しなければならない。

事　実

一　株式会社平田屋（以下「平田屋」という。）は、肩書地に主たる事務所を置き、羊かん類、餅菓子類、せんべい類、まんじゅう類等の製造販売業を営む事業者である。

二　平田屋は、小売価額二百円の「一口羊羹」と称する商品（別添写）を昭和四十五年十二月頃から製造し、主として静岡県を中心とし全国の地域に販売している。

当該商品は、羊かんが縦二十八センチメートル、横十三センチメートル、高さ三・七センチメートル（総容積約千三百五十立方センチメートル）の「一口羊羹」等と表示された段ボールの包装箱に詰められており、あたかも外見からは、内容物が包装箱一杯に詰められているかのように包装されている。

しかるに、当該商品の内容物である羊かんは、波型まくらの上に、和紙に包まれて、包装箱の中に十二個ならべられており、羊かんの総体積（約二百六十立方センチメートル）は、包装箱の総容積の約十九パーセントに相当する量しかない。

法　令　の　適　用

前記事実によれば、平田屋は、当該商品の内容量について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示をしているものであって、かかる行為は、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認められ、不当景品類及び不当表示防止法第四条第二号の規定に違反するものである。

よって、主文のとおり命令する。

昭和四十七年六月十六日

公正取引委員会

委員長　谷村　裕
委員　高橋勝好
委員　橋本徳男
委員　呉文二